

肥料価格高騰対策（国）のご案内

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。

※ 原則、農産物の販売実績があることが前提となります。
(自給飼料を生産する畜産農家は畜産物の販売実績があること)



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月までに注文又は購入した肥料
(昨年秋肥と本年春肥として使用する肥料) が対象です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で増加した肥料費について、その **7割** を支援金として交付します。(100円未満切捨て)

$$\left(\begin{array}{l} \text{当年の肥料費} \\ \text{(奨励金等を除いた金額)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率} \\ \left(\begin{array}{l} \text{統計データを} \\ \text{を基に決定} \\ \mathbf{1.4} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \mathbf{0.9} \end{array} \right) \end{array} \right) \times 0.7$$

(価格上昇率は「昨年秋肥」、「本年春肥」とも同じ)

申請に必要なもの

- 1 肥料価格高騰対策事業参加申込書
- 2 肥料注文一覧表及び昨年秋肥（令和4年6月～10月）、本年春肥（令和4年11月～令和5年5月）に注文したことがわかる注文票と領収書又は請求書（肥料の種類、数量、購入費が記載されているもの）
※「肥料の品質の確保等に関する法律」（肥料法）に基づく肥料が対象となります。
- 3 化学肥料低減計画書（次のページのチェックシートで申告していただきます。）
- 4 販売実績が確認できる販売伝票や確定申告書等
- 5 本人確認書類（運転免許証など）と通帳又はキャッシュカードの写し



化学肥料低減計画書の記入方法



化学肥料低減計画書

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに〇を記入してください。

- ・ 2つ以上に〇をつけてください。
- ・ これまで既に取り組んでいるものも対象です。その場合、1つ以上は新しい取組または従来の取組の強化・拡大（「◎」で記入）を含むようにしてください。

- ① 全作付面積の半分以上を占める作物がある場合は、その作物を記入してください。
- ② 半分以上を占める作物がない場合は、作付面積上位の2品目を記入してください。それ以外の品目は「その他」にまとめてください。面積の単位や合計面積の記載もれ等にご注意ください。

して
実施す
・拡大（「◎」で記入）を含むようにしてください。

	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト削減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

チェックの記入

書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和4年産作物又は令和5年産作物に使用する肥料として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

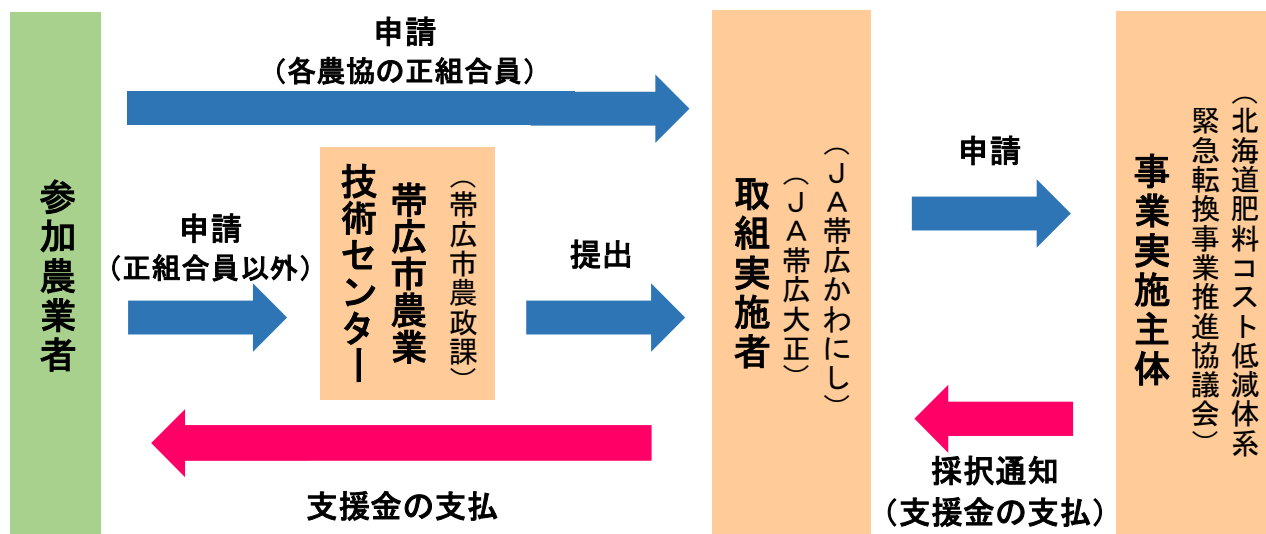
氏名(自署)

署名してください。

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

支援金支払いまでの流れ

※ 各農協の正組合員の方は各農協に直接ご申請ください。



申請にあたっての注意事項

- ① 「化学肥料の低減に向けた取組」を実施したことが確認できる書類（土壌診断結果、施肥設計書、作業日報など）を5年間保管してください。
- ② 支援金交付額の根拠となる証拠書類を5年間保管してください。
- ③ 令和4、5年産作物で使い切った肥料を申請してください

申請期限

申請を希望される方は、**7月31日（月）**までに必要書類をご用意のうえ、ご提出ください。なお、各農協の申請期限については、各農協にお問い合わせください。

※ 支援金の支払いは令和5年12月頃に取り組実施者（各農協）から入金予定です。

申請先

帯広市農業技術センター（帯広市農政部農政室農政課）

帯広市川西町基線61番地 電話 0155-59-2323

※ 各農協の正組合員の方は各農協に直接ご申請ください。